

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について（保護具等の使用）

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について (家内労働法施行規則改正関係(保護具等の追加))

概要

- 令和5年2月13日開催の**労働政策審議会安全衛生分科会**において、以下を内容とする改正政省令案要綱等について**諮問・答申**が行われ、令和5年3月下旬公布・令和5年10月1日施行が予定されている。
- 構造規格を具備しなければ譲渡等を行うことができない機械等及び型式検定を受けるべき機械等のうち、**電動ファン付き呼吸用保護具**について、**防毒用のものを追加**する等の労働安全衛生法施行令等の改正に伴い、労働安全衛生規則その他関係省令の**改正**が行われることとなった。
- 家内労働法においては、**家内労働に関する安全及び衛生に関して、危害防止のために、委託者、家内労働者又は補助者の講ずべき措置又は遵守事項**について規定している(第17条)。
- 委託者、家内労働者又は補助者の講ずべき措置については、**家内労働法施行規則**(以下「家内則」という。)において、各作業の際に使用しなければならないとされている保護具等が**規定**されている。
- 今般、家内則に定める**各作業の際に使用しなければならないとされている保護具等**に関して、「**ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務**」について、「**防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具**」及び「**防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具**」を追加する(第19条)。

(参考) 家内労働法施行規則

改正部分新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>(保護具等の使用) 第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。</p>		<p>(保護具等の使用) 第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。</p>	
業 務	保 護 具 等	業 務	保 護 具 等
(略)	(略)	(略)	(略)
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの	ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク
(略)	(略)	(略)	(略)